

防犯ボックスだより 2021年 7月号

夏の交通安全運動が始まります

7月10日(土)から7月19日(月)までの間、「交差点 青でも左右 確認を」をスローガンに夏の交通安全運動が行われます。

運動重点は、

- 1 ゼブラ・ストップ(横断歩行者保護)の徹底
- 2 子供と高齢者の安全確保
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 自転車の安全利用の推進

です。

この時期は、暑さなどにより安全意識や集中力が低下しがちになる上、コロナ禍で人や車の流れが予測しにくいこともあり、重大交通事故の発生が心配されます。

茂原市では、交通事故により、今年、お二人の方が尊い命をなくされています。

一人ひとりが、ルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。

夏における子供の安全対策について

夏休みになると、子供たちの行動範囲が広がり、開放感から犯罪に巻き込まれることがあります。この時期の子供を狙った犯罪に気をつけてください。

子供には「危険から身を守るための合い言葉」を教えてあげてください。合い言葉は、「いやです、だめです、いきません」。

名前を教えて・一緒に遊ぼう・一緒に猫を探して	⇒ 「いやです!!」
写真を撮らせて・ちょっと髪を触らせて	⇒ 「だめです!!」
一緒に公園に行こう・駅まで案内して	⇒ 「いきません!!」

と、はっきり断れるようにしましょう。

〈連絡先〉

(1) 茂原市防犯ボックス (毎日12:00~20:00)

Tel 0475-23-8171

(2) 茂原市役所 市民部 生活課 (月~金8:30~17:15)

Tel 0475-20-1505

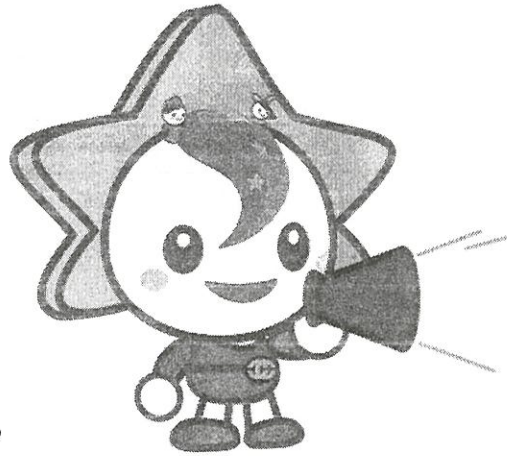
いき
ペットの遺棄は犯罪です

5月に横浜で、体長3.5メートル、体重13キロのアミメニシキヘビが行方不明になり大問題になりました。捕獲されるまでの間、近隣住民は不安な日々を過ごされたことでしょう。

見た目がかわいい子猫、子犬も、飼い主が捨ててしまうと、その地域を徘徊し、無秩序な繁殖や糞尿による被害など、近隣住民に多大な迷惑をかけることとなります。

また、感染症になったり、空腹・寒さでの衰弱や交通事故により、死んでしまうことも少なくありません。

飼っている動物を捨てることは犯罪です。ペットは正しく飼いましょう。



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

※ ペットを遺棄すると、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項により1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科される場合があります。

〈お問い合わせ先〉

茂原市役所 経済環境部 環境保全課 (月～金 8:30～17:15)

Tel 0475-20-1504

長生健康福祉センター (長生保健所) 健康生活支援課

Tel 0475-22-5166